

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たる翌日)

目

次

◇告

示

遊漁規則の認可

告示

鳥取県告示第九百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百一十九条第一項の規定に基づき、第五種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則を昭和五十八年九月十九日次のとおり認可したので、同条第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月四日

鳥取県知事 西尾邑 次

- 1 漁業権者の住所及び名称
八頭郡河原町大字長瀬二八
- 2 千代川漁業協同組合
漁業権の免許番号
内共第一号

3 遊漁規則の内容

(一)

目的

この規則は、千代川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第一号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、にじます、やまめ、あまご（さく河性のものを含む。）及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとすること。

(二)

遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

- (1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならないものとすること。
- (2) (1)による申請は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具又は漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、行わなければならぬものとすること。
- (3) 組合は(1)による申請があつたときは、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕又はたも網による遊漁の場合には(2)の場合を除き、その他場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若し

漁具又は漁法	統数又は規模
た も 網	下網目五ミリメートル以上。網口の最大一メートル以 下

(2) 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、同表下欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行つてはならないものとすること。

ク 川舟

力 鵜川

ウ 徒手採捕

エ たも網

オ 投網

イ やす

(1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならないものとすること。

ア さお釣り及び手釣り

イ やす

くは組合員若しくは他の遊漁者(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(2)の場合を除き、(1)の承認をするものとすること。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに、(2)の遊漁料を(3)の方法により組合に納付しなければならないものとすること。

(3) 漁具又は漁法の制限

くは組合員若しくは他の遊漁者(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(2)の場合を除き、(1)の承認をするものとすること。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに、(2)の遊漁料を(3)の方法により組合に納付しなければならないものとすること。

四 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内でなければ行つてはならないものとすること。

川 舟	投 網	網目二センチメートル以上
鵜 川	一人一統。従事者は6人以内	いかり綱の長さ五十メートル以内の無動力船に限る。

(5) 禁止区域

四にかかるわらず、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄の期間中は、遊漁を行つてはならないものとすること。

魚 種	期 間	
あ ゆ	六月一日から九月二十五日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで	
こ い	一月一日から五月十四日まで及び六月十五日から十二月三十一日まで	

まにじます、やまめ、あまご(さく河性のもとに限る。)及びいわなを除く。)

三月一日から九月三十日まで

一月一日から五月三十日まで

禁 止 区 域	禁 止 期 間
八頭郡智頭町大字智頭字上市場におけるかんがい用 えん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
八頭郡智頭町大字市瀬字鳥巣におけるかんがい用 えん堤上流端から上流十メートル、下流五十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
八頭郡大字安藏におけるかんがい用えん堤上 流端から上流十メートル、下流六十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
八頭郡若桜町大字磯戸前における中国電力株式会社設置 えん堤上流端から上流十八メートル、下流百五十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
八頭郡八東町大字安井宿における中国電力株式会社設置 えん堤上流端から上流二十メートル、下流百五十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
八頭郡河原町大字鬼田字丸山における大井手かんが い用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
八頭郡河原町大字片山におけるかんがい用えん堤上 流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
鳥取市円通寺におけるかんがい用えん堤上流端から 上流五メートル、下流百メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端から 下流千八百メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
鳥取市秋里における潮止めえん堤上流端から上流三 十メートル、下流五十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(六) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならないものとすること。

魚 種	大 き さ	全長十五センチメートル以下
こい、にじます、やまめ、あまご（さく河性のものを含む。）及びいわな	さく河性	全長十五センチメートル以下

(七) 遊漁料の額

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

漁具又は漁法	期 間	遊漁料	
		年 間	年 間
さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕及びたも網(以下、「さお釣り等」とい う。)	一日限り	県外者 六、〇〇〇円	県内者 一、五〇〇円
投網(さお釣り等に併用 することができる。)	年 間	県外者 一四、〇〇〇円	県内者 二、〇〇〇円
鵜 川	年 間	県外者 五〇、〇〇〇円	県内者 七、〇〇〇円
四 つ 手 網	年 間	百八十三センチメートル四 方以上未満	五、〇〇〇円
川 舟	年 間	百八十三センチメートル四 方以上	八、〇〇〇円
年 間	一隻につき 一五、〇〇〇円		

(2) (1)にかかわらず、さお釣り等による場合であつて、次の表の上欄に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に定めるものとすること。

区 分	遊 漁 料
小学生以下の者及び七十歳以上の者	無 料
中学生	年間 一、〇〇〇円
身体障害者(手帳所持者に限る。)	年間 一、五〇〇円

(3) (1)及び(2)にかかわらず、(八)の(2)の方法により納付するときは、(1)及び(2)の額の倍額を納付しなければならないものとすること。

遊漁料の納付方法

(1) 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所(八頭郡河原町大字長瀬二八)又は別に公示する場所において納付しなければならないものとすること。

(2) (1)にかかわらず遊漁料は、遊漁する場所において漁場監視員に納付することができるものとすること。

遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、(2)の(1)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとすること。

(2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。

(3) 承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。

裏

注意事項

表

No.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

遊漁者	住 所
	名 令 氏 年

承認期間

魚 種

漁具、漁法

遊漁区域

発行年月日

発 行 者

千代川漁業協同組合

- (4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとすること。

(4) 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬものとすること。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとすること。
- (3) 遊漁者は、鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端から下流千八百メートルの区域においては、川底を搅はんしてはならないものとすること。

(4) 漁場監視員

- (1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。
- (2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

裏

表

注意事項

(4) 違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができます。

No.

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住 所
氏 名
年 令

有効期間

発行年月日

発 行 者

千代川漁業協同組合 國

ものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとすること。

4 遊漁規則の施行の日

昭和五十八年九月十九日

二 漁業権者の住所及び名称

倉吉市魚町二五二一九

天神川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第二号

3 遊漁規則の内容

(一) 目的

この規則は、天神川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第二号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、にじます、やまめ、あまご（さく河性のものを含む。）及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとすること。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

- (1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならないものとすること。
- (2) (1)による申請は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具又は漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認

申請書を提出して、行わなければならぬものとすること。

(三)

組合は(1)による申請があつたときは、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕又はたも網による遊漁の場合には(2)の場合を除き、その他場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(2)の場合を除き、(1)の承認をするものとすること。

(四)

(1)の承認を受けた者は、直ちに、(2)の遊漁料を(3)の方法により組合に納付しなければならないものとすること。

(二) 漁具又は漁法の制限

- (1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならないものとすること。

ア さお釣り及び手釣り

イ やす

ウ 徒手採捕

エ たも網

オ 投網

カ 鵜川

キ 川舟

- (2) 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、同表下欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行つてはならないものとすること。

漁具又は漁法	統数又は規模
やす	人力以外の動力を使用してはならない。
投網	網目二センチメートル以上
川舟	一人一統。従事者四人以内 無動力船に限る。

四 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内でなければ行つてはならないものとすること。

魚種	期間
あゆ	六月一日から九月二十五日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで
こい	五月一日から五月十四日まで及び六月十五日から十二月三十一日まで
にじます、やまめ、あまご(さく河性のものを除く。)及びいわな(あまご)。(さく河性のものに限る。)	三月一日から九月三十日まで 一月一日から五月三十一日まで

- (1) 四にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄に掲げる期間中は、遊魚を行つてはならないものとすること。

投網		漁法	禁止区域	禁止期間
小鹿川(その支流を含む。)	三徳川(その支流を含む。)のうち小鹿川の三徳川への合流点から上流の区域			二月一日から六月三十日まで及び九月十六日から十二月三十日まで
加茂川(その支流を含む。)のうち東伯郡三朝町の大字鎌田地内の吉尾橋上流端から上流の区域	加谷川(その支流を含む。)	一月一日から十二月三十一日まで		

(六)

全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならないものとすること。

魚種	大きさ
河性のものを含む。)及びいわな	以下 全長十五センチメートル

(七)

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

漁具又は漁法	期間	遊漁料
さお釣り、手釣り、徒手	年間	県内者 三,〇〇〇円 県外者 六,〇〇〇円
採捕及びたも網(以下「	一日限り	県内者 一、〇〇〇円
さお釣り等」という。)		県外者 二、〇〇〇円
やす(さお釣り等に併用することができる。)	年間	五、〇〇〇円
投網(さお釣り等に併用することができる。)	年間	県内者 七,〇〇〇円 県外者 一五,〇〇〇円
鵜川	年間	五〇,〇〇〇円

(八)

(1) 及び(2)にかかわらず、(八)(2)の方法により納付するときは、(1)及び(2)の額の倍額を納付しなければならないものとすること。

遊漁料の納付方法

(1) 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所(倉吉市魚町二五二九)又は別に公示する場所において納付しなければならないものとすること。

(2) (1)にかかるらず遊漁料は、遊漁する場所において漁場監視員に納付することができるものとすること。

遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、(口)の(1)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとすること。

天神川(その支流を含む。)のうち加谷川の天神川への合流点から上流の区域

小鴨川(その支流を含む。)のうち東伯郡閏金町大字堀地内の堀橋上流端から上流の区域

川舟 年間 一隻につき三〇,〇〇〇円

(2) (1)にかかわらず、さお釣り等又はやすによる場合であつて、次の表の上欄に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に定めるものとすること。

区分	遊漁料
小学生以下の者及び七十歳以上の者	無料
中学生	年間 一、〇〇〇円
身体障害者(手帳所持者に限る。)	年間 一、五〇〇円

裏

表

- (3) (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。
承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。

注意事項

注意事項	
------	--

No.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者	(住所)
	(氏名) (年令)
承認期間	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者 天神川漁業協同組合 團	

表

No.

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

(氏名)

(住所)

(年令)

有効期間

発行者

天神川漁業協同組合 團

(1)

漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。

(2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

(4)

遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとすること。

(1)

遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬものとすること。

(2)

遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁道義の高揚を重んじ、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとすること。

裏

注意事項

(一)

(一) 目的
この規則は、日野川水系漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第三号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、にじます、やまめ、あまご（さく河性のものを含む。）及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

(1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、

組合に申請してその承認を受けなければならないものとすること。

(2) (1)による申請は、さお釣り、手釣り、徒手採捕（以下「手押」という。）たも網又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具又は漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、行わなければならぬものとすること。

(3) 組合は(1)による申請があつたときは、さお釣り、手釣り、手押、

たも網、又は投網による遊漁の場合には(2)の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(2)の場合を除き、(1)の承認をするものとすること。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに、(2)の遊漁料を(3)の方法により組合に納付しなければならないものとすること。

三

4

遊漁規則の施行の日

昭和五十八年九月十九日

三 1 漁業権者の住所及び名称
米子市熊党三二三一一

日野川水系漁業協同組合

漁業権の免許番号

2

内共第三号

遊漁規則の内容

(四)

(1) 漁具又は漁法の制限

次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならないものとすること。

ア さお釣り及び手釣り
イ 手押

ウ たも網
エ 投網
オ 地びき網
キ 川舟
カ 川舟

ク いかだ(これに類するものを含む。以下同じ。)

(2) 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、同表中欄に掲げる規模の範囲内において、同表下欄に掲げる期間内でなければならないものとすること。

漁具又は漁法	規	模	期	間
たも網	網目一センチメートル以上	三十一日から十二月	一月一日から三十一日まで	
地びき網	網目六センチメートル以上	三十一日から十二月	一月一日から三十一日まで	
川舟	総トン数1トン以下無動力船に限る。	三月三十一日から翌年八月三十日まで	十一月一日から翌年三月三十一日まで	
				八月一日から翌年六月三十日まで

(五)

禁止区域

四にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄に掲げる期間中は、遊魚を行つてはならないものとすること。

禁	止	区	域	禁	止	期	間
日野郡江府町大字州河崎字日住における中国電力株式会社設置のえん堤(旭えん堤)上流端から上流十八メートル、下流三百六十メートルの区域	日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(旭えん堤)上流端から上流十八メートル、下流三百六十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(佐川えん堤)上流端から上流十八メートル、下流八十メートルの区域	日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(佐川えん堤)上流端から上流十八メートル、下流八十メートルの区域	八月一日から翌年六月三十日まで	八月一日から翌年六月三十日まで

(四)

遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内でなければ行つてはならないものとすること。

い	か	だ	八月一日から翌年六月三十日まで
---	---	---	-----------------

西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤(五百石えん堤)上流端から上流三十メートル、下流六十メートルの区域	米子市古豊における千米川えん堤(米子市觀音寺側を含む。)上流端から上流三十六メートル、下流三十九メートルの区域	米子市鐵音寺における鳥取県設置のかんがい用えん堤(法勝寺川)及び日野川本流との取入水路	米子市皆生字中野浪新田八六二一一(日野川本流左岸)と同地点から真方位百十度の線と対岸との交点とを結んだ線から下流の区域	一月一日から五月三十一日まで
二月一日から六月三十日まで	六月三十日まで	二月一日から六月三十日まで	一月十日から十六日まで	一月十日まで

(iv)

全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならないものとすること。

魚種	大きさ
こい、にじます、やまめ、あまと(さく河性のものを含む。)及びいわな	以下全長十五センチメートル

(v)

遊漁料の額

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

漁具又は漁法	期間	遊漁料
さお釣り及び手釣り	年間	県内者 三、〇〇〇円 県外者 六、〇〇〇円
	一日限り	県外者 一、〇〇〇円 県外者 二、〇〇〇円

(vi)

遊漁料の額

(1) 及び(2)にかかわらず、さお釣り又は手釣りによる場合であつて、次の表の上欄に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に定めるものとすること。

区分	遊漁料
小学生以下の者及び七十歳以上の者	年間 五〇〇円
身体障害者(手帳所持者に限る。)	年間 一、〇〇〇円

(vii)

遊漁料の納付方法

(1) 及び(2)にかかわらず、(v)の(2)の方法により納付するときは、(1)及び(2)の額の倍額を納付しなければならないものとすること。

(1) さお釣り、手釣り、たも網又は投網の遊漁による場合には、日野川水系漁業協同組合事務所(米子市熊党三二三一。以下事務所という。)及び別に公示する場所において、その他の場合には、事務所において納付しなければならないものとすること。

(2) (1)にかかわらず、遊漁する場所において漁場監視員に納付する

表

遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認する。 記		法 漁 具 禁 止 漁
遊漁者	住所	
	氏名 年令()	
承認期間		
魚種		
漁具漁法		
遊漁料		
発行者 日野川水系漁業協同組合 團		

(九)

ことができるものとすること。
遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、(1)の(1)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとすること。

裏

(4) (3) (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。 遊漁者は、他人に貸与してはならないものとすること。 承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。	注意事項
	取扱者 印
昭和 年 月 日発行	

表

漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	年令
住所	
有効期間	
発行者	
日野川水系漁業協同組合	

(イ)

なければならぬものとすること。

(1) 遊漁に際し守るべき事項
遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬものとすること。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとすること。

(3) 遊漁者は、別に公示する区域における川底を撻はんしてはならないものとすること。

(ロ)

漁場監視員

(1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。

(2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

(ハ)

違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとすること。

4

遊漁規則の施行の日

昭和五十八年九月十九日

4.1 漁業権者の住所及び名称

鳥取市湖山町南五丁目五四八
湖山池漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第四号
遊漁規則の内容

(イ)

裏

注 意 事 項

この規則は、湖山池漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第四号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

- (1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならないものとすること。
- (2) (1)による申請は、口頭でしなければならないものとすること。
- (3) 組合は(1)による申請があつたときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(四)の場合を除き、(1)の承認をするものとすること。
- (4) (1)の承認を受けた者は、直ちに、(1)の遊漁料を(八)の方法により組合に納付しなければならないものとすること。
- (5) (4)にかかわらず、鳥取市に住所を有する者については、この限りでないものとすること。

(三) 漁具又は漁法の制限

- (1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行ってはならないものとすること。

ア　さお釣り及び手釣り
イ　たも網

(二) 徒手採捕

(2) (1)の場合において、船、いかだ等を用いてはならないものとすること。

(四) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内でなければ行つてはならないものとすること。

魚種	期間
こい及びふな	七月十六日から翌年五月十四日まで
しらうお	五月一日から翌年三月三十一日まで

(五) 禁止区域

次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄の期間中は、遊漁を行つてはならないものとすること。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
鳥取市金沢における長柄川河口から上流五百メートル及び同河口から右岸百五十メートル、左岸五十メートルの間の沖合百メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以内の区域	日まで

石がまの周辺十八メートルの区域

石がま
十一月一日から十二月三十一日まで

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表下欄に掲げ

る大きさのものは、これを採捕してはならないものとすること。

(五四八)において納付しなければならないものとすること。
(2) (1)にかかわらず遊漁料は、遊漁する場合において漁場監視員に納付することができるものとすること。

(八) 遊漁料の納付方法

- (1) 遊漁料は、湖山池漁業協同組合事務所（鳥取市湖山町南五丁目

(九) 遊漁料の額

- (1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

魚種	大きさ
うなぎ	全長十五センチメートル以下

期間	遊漁料
年間	一、〇〇〇円
一日限り	一〇〇円

- (2) (1)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に定めるものとすること。

区分	遊漁料
中学生以下の者及び七十歳以上の者 高校生及び身体障害者（手帳所持者に限 る。）	無年間 (1)の二分の一の額

- (3) (1)及び(2)にかかわらず、(八)(2)の方法により納付するときは、(1)及び(2)の額に一〇〇円を付加して得た額とするものとすること。

表

遊漁承認証		
下記のとおり遊漁を承認する。		
遊漁者	住所	年令
	氏名	
承認期間		
漁種		
漁具漁法		
遊漁区域		
遊漁料		
発行年月日		
発行者		
湖山池漁業協同組合 ㊞		

裏

注意事項

- (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。
- (3) 承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。
- (4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとすること。
- (4) 遊漁に際し守るべき事項
- (1) 遊魚者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬものとすること。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとすること。
- (1) 漁場監視員は、この規則の励行に關して必要な指示を行うこと。
- (2) 漁場監視員は、この規則の励行に關して必要な指示を行うこと。

(2)

違反者に対する措置

裏

注意事項

表

漁場監視員証

下記の者は、当組合の監視員であることを証明する。

住 所

氏名年令

有効期間

発行年月日

発 行 者

湖山池漁業協同組合 ◎

(2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとすること。

4 遊漁規則の施行の日

昭和五十八年九月十九日

5 1 漁業権者の住所及び名称

東伯郡羽合町大字上浅津 一二三一〇

2 漁業権の免許番号

内共第五号

3 遊漁規則の内容

1 目的

この規則は、東郷湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、ぼら、せいご、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

4 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内でなければ行つてはならないものとすること。

- (1) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務
 - (1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならないものとすること。
 - (2) (1)による申請は、口頭でしなければならないものとすること。

(3) 組合は(1)による申請があつたときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(2)の場合を除き、(1)の承認をするものとすること。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに、(2)の遊漁料を(3)の方法により組合に納付しなければならないものとすること。

(5) (4)にかかわらず投網以外の漁具又は漁法によつて遊漁する場合で、倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、北条町及び大栄町に住所を有する者については、この限りでないものとすること。

5 (1) 漁具又は漁法の制限

(1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならないものとすること。

ア さお釣り及び手釣り（引懸（ゾロ）を除く。以下同じ。）
イ たも網

ウ 投網

エ 徒手採捕

(2) (1)の場合において、船、いかだ等を用いてはならないものとすること。

(五)

魚種	期間
こい及びふな	七月十六日から翌年五月十四日まで
わかさぎ	十月一日から翌年四月三十日まで
しらうお	十一月一日から翌年四月三十日まで

禁止区域

次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄の期間中は、遊漁を行つてはならないものとすること。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
東伯郡東郷町における東郷川河口から上流百八十メートルの区域 (東伯郡羽合町大字橋津字拾屋敷三九四(東郷池尻右岸)と同地点から真方位一百七十六度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域)	一月一日から十二月三十日まで及び 五月十五日から五月十五日まで

(六)

全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表下欄に掲げた大きさのものは、これを採捕してはならないものとすること。

魚種	大きさ
うなぎ	全長三十センチメートル以下

(七)

遊漁料の額

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

漁具又は漁法	期間	遊漁料
さお釣り、手釣り、たも	一日限り	三・〇〇〇円

(2) (1)にかかわらず、投網以外の漁具又は漁法による場合であつて、次の表の上欄に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に定めるものとすること。

区 分	遊漁料
中学生以下の者及び七十歳以上の者 (高校生及び身体障害者(手帳所持者に限る。))	無 料

(八)

(3) (1)及び(2)にかかわらず、(八)(2)の方法により納付するときは、(1)及び(2)の額にその一割を附加して得た額とするものとすること。

遊漁料の納付方法

- (1) 遊漁料は、東郷湖漁業協同組合事務所(東伯郡羽合町大字上浅津一二三一一〇)において納付しなければならないものとすること。
- (2) (1)にかかる遊漁料は、遊漁する場所において漁場監視員に

裏

表

注意事項

No.

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認する。

遊漁者	住所		年令
	氏名		

自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日

漁種

漁具 漁法

遊漁料

交付年月日

発行者 東郷湖漁業協同組合 團

(4)

納付することができるものとすること。
遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、(2)の遊漁料の納入を受けたときは、次の様式による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を交付するものとすること。

- (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとすること。
(3) 承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。
(4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとすること。

(4)

遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬものとすること。

- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保持、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとすること。

(2)

漁場監視員

- (1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行なうことができるものとすること。
(2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

当

裏

表

注意事項

違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる

№

漁場監視員証

下記の者は、当組合の監視員であることを証明する。

住所	
氏名	

有効期間

発行年月日

発行者 東郷湖漁業協同組合 団

4

ものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはないものとすること。

4 遊漁規則の施行の日
昭和五十八年九月十九日